

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年11月20日

奈良県立万葉文化館 館長 及川 あずさ

1. 業務の概要

(1) 業務名

奈良県立万葉文化館魅力発信コンテンツ制作業務

(2) 業務の目的

2025年大阪・関西万博に向けインバウンド需要回復、国内観光需要の一層の喚起をめざしつつ、日本の美と心を体現する文化芸術の振興及びその多様かつ普遍的な魅力を発信する文化庁のプロジェクト「日本博2.0」として実施する。

世界遺産遺産登録を目指している「飛鳥・藤原の宮都」の構成資産が多数あるところに立地している奈良県立万葉文化館の展示内容を充実させ来館者の満足度を向上させるとともに、施設の魅力を日本全国、海外に向け発信する。

(3) 業務の内容

奈良県立万葉文化館の概要や魅力を伝えるため、次のコンテンツを制作する。

- ① 飛鳥池工房遺跡ARコンテンツ
- ② 『万葉集』の魅力発信コンテンツ
- ③ 奈良県立万葉文化館コンセプトムービー

(4) 委託料上限額

31,845千円（消費税及び地方消費税の額（10%）を含む）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

4の（2）により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

2 応募資格

応募の時点において、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること、（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）

- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格名簿に、営業種目Q2（電算業務）、営業種目Q3（映画制作）、営業種目Q7（役務の提供・諸サービス）のいずれかに登録がある者であること。
- (7) 平成31年度から令和5年度の過去5年間において、ARやVR等のデジタルコンテンツの制作、映像作品の制作業務の契約を締結し、誠実に履行した者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (6) 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 公募型プロポーザル募集要項及び仕様書の配布場所、参加申込書及び提案書等の提出先、契約を担当する所属の名称及び問い合わせ先
〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥10
奈良県立万葉文化館 企画・研究課
電話 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852
- (2) 募集要項及び仕様書の配布方法等
 - ①配布方法
担当所属にて配布又は奈良県立万葉文化館公式ホームページからのダウンロード
※ただし、担当所属における配布は、奈良県立万葉文化館の休館日を除く午前10時から午後5時までとする。
 - ②交付期間
令和6年11月20日（水）から令和6年12月13日（金）午後5時まで
- (3) 質問の受付及び回答
(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (4) 参加申込書、企画提案書の提出
(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細は4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。